

# クリーナップ調査

## 独自調査 作業手順書

平成 19 年 9 月

日本エヌ・ユー・エス株式会社

I. 優先作業範囲の設定

II. 写真撮影

III. ゴミの収集・分類・測定

## I. 独自調査の範囲

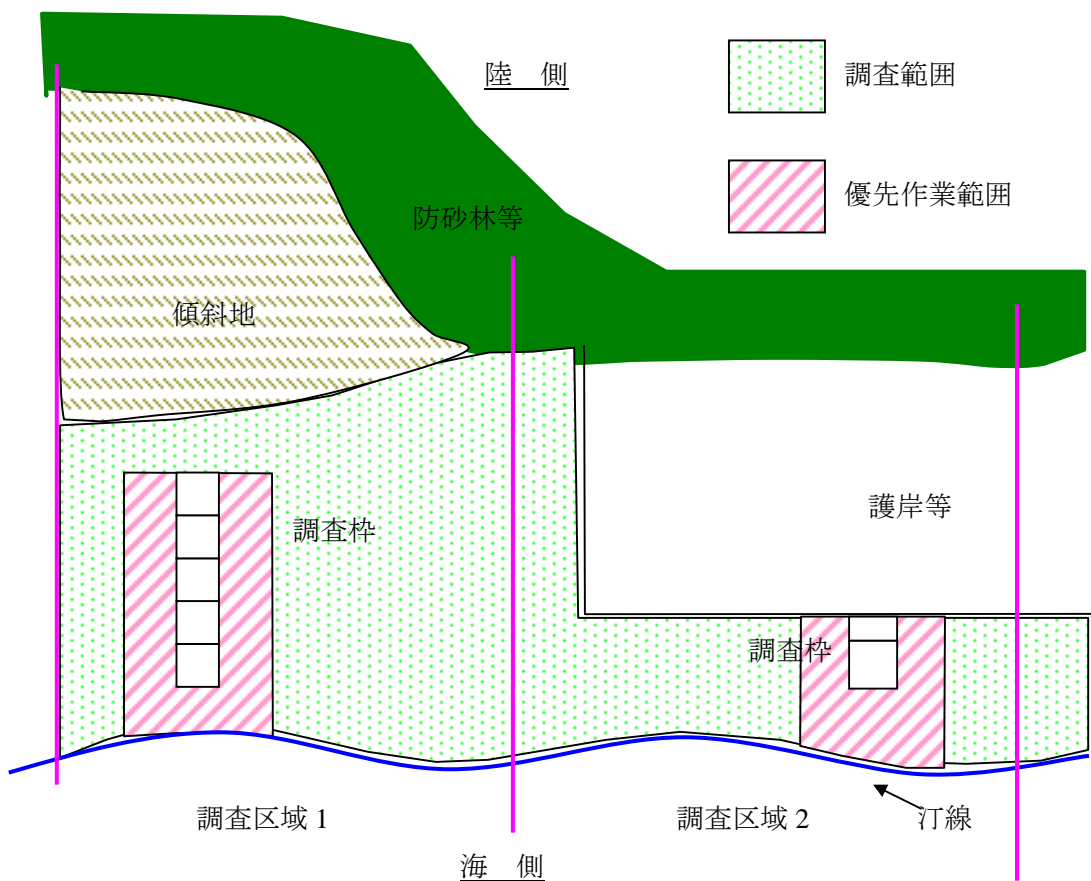
### I - i 独自調査の対象範囲

独自調査は、汀線方向には調査範囲の全てを対象とし、内陸方向には共通調査の対象範囲と同様に、大潮満潮時の汀線から堤防等の構造物の根元、傾斜地の根元、砂防林等の植生がある場合は植生内5mまでを対象範囲とする。

### I - ii 優先作業範囲の設定。

原則として、独自調査の対象範囲にある全てのゴミを回収の対象とし、本モデル調査の期間内に十分に回収する。ただし、ゴミの量が多く一回のクリーンアップ調査で全てのゴミを回収できないことが想定される場合には、回収の範囲やゴミの種類に優先順位を付けて回収する。優先順位は、回収し切れなかったゴミが共通調査の結果に影響を及ぼさないよう考慮して設定する。

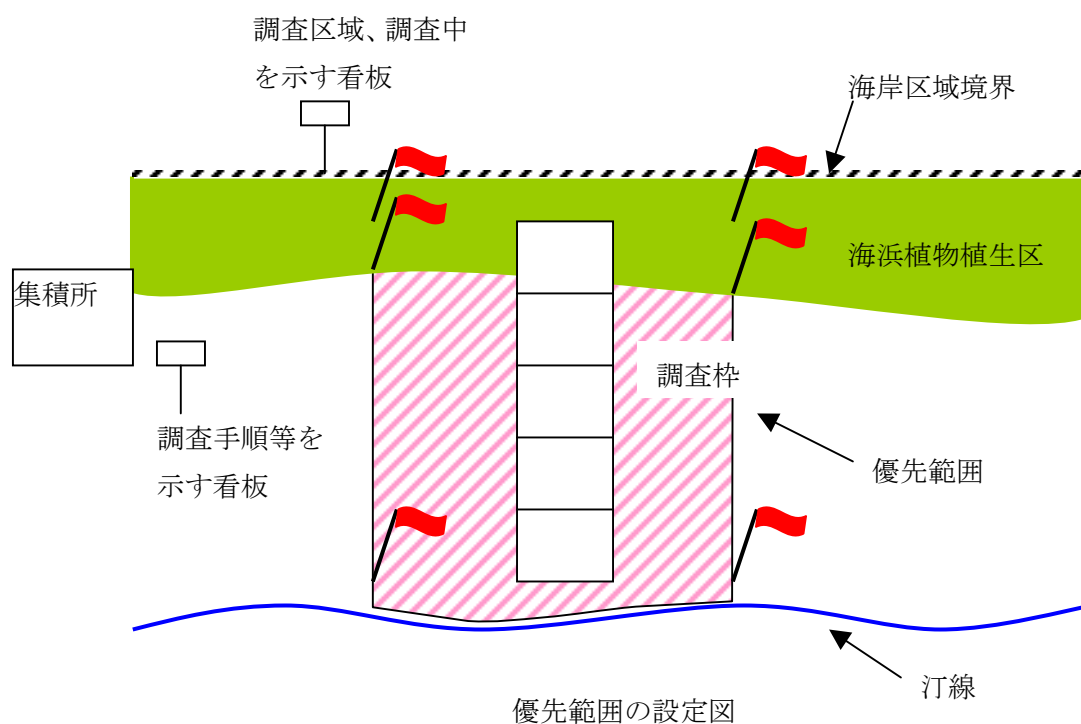
優先する作業範囲は、下図のように共通調査の調査枠周辺を優先作業範囲として設定する。



調査地点の設定図

### 優先作業範囲の設定方法

- ① 共通調査の調査枠を中心にして優先範囲を定める。優先範囲の広さは各調査地域の地形、ゴミの量および調査員の人数等によって設定する。
- ② 優先範囲が決まったら、その範囲を示す目印の旗竿、測量用赤白棒等を汀線付近、海岸区域（調査区域）陸側境界、海浜植物植生区境界などに立てる。
- ③ 優先作業範囲の近くに本部およびゴミ分類集積所のスペースを確保し、テントやブルーシートを設置する。



## II. 写真撮影

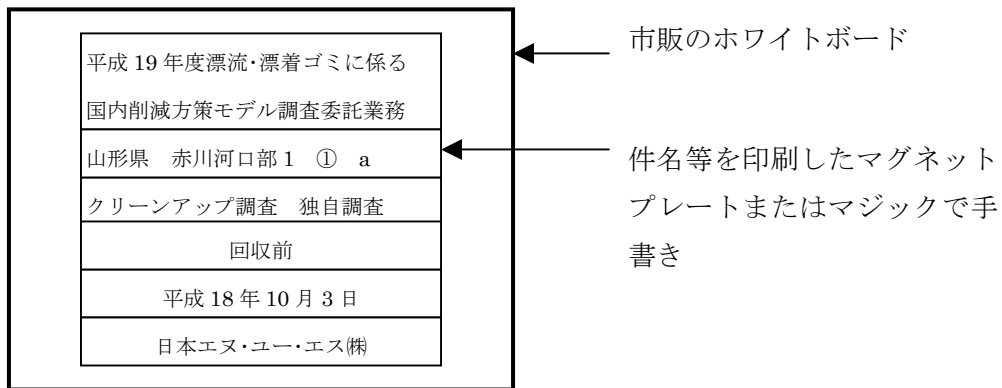
### II - i 撮影する写真

- ① 調査区域全景、優先範囲全景
- ② 作業前のゴミの漂着状態
- ③ 作業風景（調査員、重機）
- ④ 回収したゴミ（分類別、全量）
- ⑤ ①および②の作業後の風景
- ⑥ 特殊なゴミ（大量の医療廃棄物、動物死骸等）
- ⑦ 撮影時には必要に応じて所定の工事看板を入れる

### II - ii 写真用工事看板

撮影時には、「件名」「地点名」「撮影内容」「調査年月日」「会社名」を記入した工事看板を写し込む。

看板例



### II - iii 撮影写真のデータ設定・ファイル名

本調査の撮影写真は以下の設定で撮影を行う。

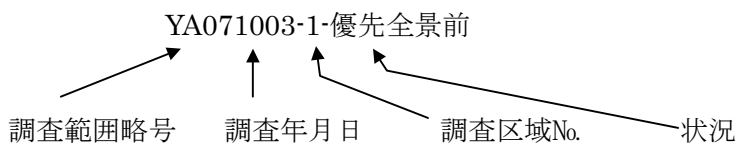
画質設定 SQ2 1280×960 (512MB のメディアで 1879 枚撮影可能)

本調査で撮影した写真のファイル名は以下の要領でつける。

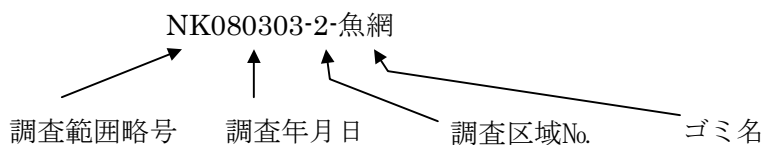
**調査範囲略号\_調査年月日-調査区域No.-状況またはゴミ名等**

(注) \_は略号または数字が連続することを示し、-はハイホンを間に入れることを示す。

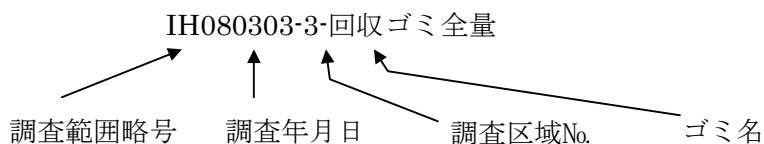
(例 1) 山形県 赤川河口部で 2007 年 10 月 3 日に調査地点 1 の優先区域の作業前全景を撮影した場合。



(例2) 長崎県 越高海岸で2008年3月3日に調査地点2で大量の魚網を撮影した場合。



(例3) 石川県 羽咋・滝海岸で2008年3月3日に調査地点3で回収したゴミ全量を撮影した場合。



調査範囲略号一覧

県名	海岸名	略号
山形県	酒田市 飛島西海岸	<b>YT</b>
	酒田市 赤川河口部	<b>YA</b>
石川県	羽咋市 羽咋・滝海岸	<b>IH</b>
福井県	坂井市 梶地先海岸～安島地先海岸	<b>FK</b>
三重県	鳥羽市 答志島桃取東地先海岸	<b>MT</b>
長崎県	対馬市 越高海岸	<b>NK</b>
	対馬市 志多留海岸	<b>NS</b>
熊本県	上天草市 桶島海岸	<b>KH</b>
	苓北町 富岡海岸	<b>KT</b>
沖縄県	石垣市 吉原海岸～米原海岸	<b>OI</b>
	竹富町 住吉～星砂の浜～上原海岸	<b>OT</b>

### Ⅲ. ゴミの回収方法

#### Ⅲ- i ゴミの収集

##### 【調査前日までの準備】

- ・ 調査の可否判断（中止基準：風雨が強く、安全に作業ができない天候時、警報（大雨・強風・津波）発令時など）
- ・ 昼食（弁当・飲み物）手配
- ・ 仮設トイレの設置（設置許可の確認）・休憩場所の設定  
    トイレトーパー確認、手洗い水の設置、飲料（うがい）水の設置
- ・ 調査範囲を示す看板、調査手順を示す看板の設置
- ・ 優先作業範囲の設定（必要な場合）
- ・ ゴミ集積所の設定（分類ごとの集積所に分類手順看板の設置）
- ・ 荷物置き場の設定（調査員各自の手荷物の置き場所）
- ・ 回収用具等の準備（各班仕分け）
- ・ 障害保険の確認

##### 【調査当日：ゴミ回収開始前の作業】

#### 1) 集合・受付

名簿・人数の確認、ネームプレート、飲み物、軍手等の配布  
（名簿確認係、飲み物等配布係を配置）

#### 2) 全体ミーティング（看板等を利用して説明）

- ・ 代表あいさつ
- ・ スケジュール（作業開始・終了時間、休憩時間等）、作業内容の説明
- ・ スタッフ紹介と役割の説明  
    医療系ゴミ・危険物回収係、救護係、ゴミ袋運搬係
- ・ トイレ、飲料水、休憩場所の説明
- ・ 安全注意事項の説明（読み上げ）

（  
    重いものは無理して運ばない。  
    鋭利なものの取り扱いは十分に注意する。  
    釘の付いた材木等もあるのでよく確認して回収する。  
    ゴミを拾うときは必ず手袋をするか、ゴミバサミを使う。  
    よく分からないものには触れずに班長に伝える。  
    けがや体調不良の場合はただちに班長に伝える。  
    その他の注意事項

#### 3) 各班ミーティング

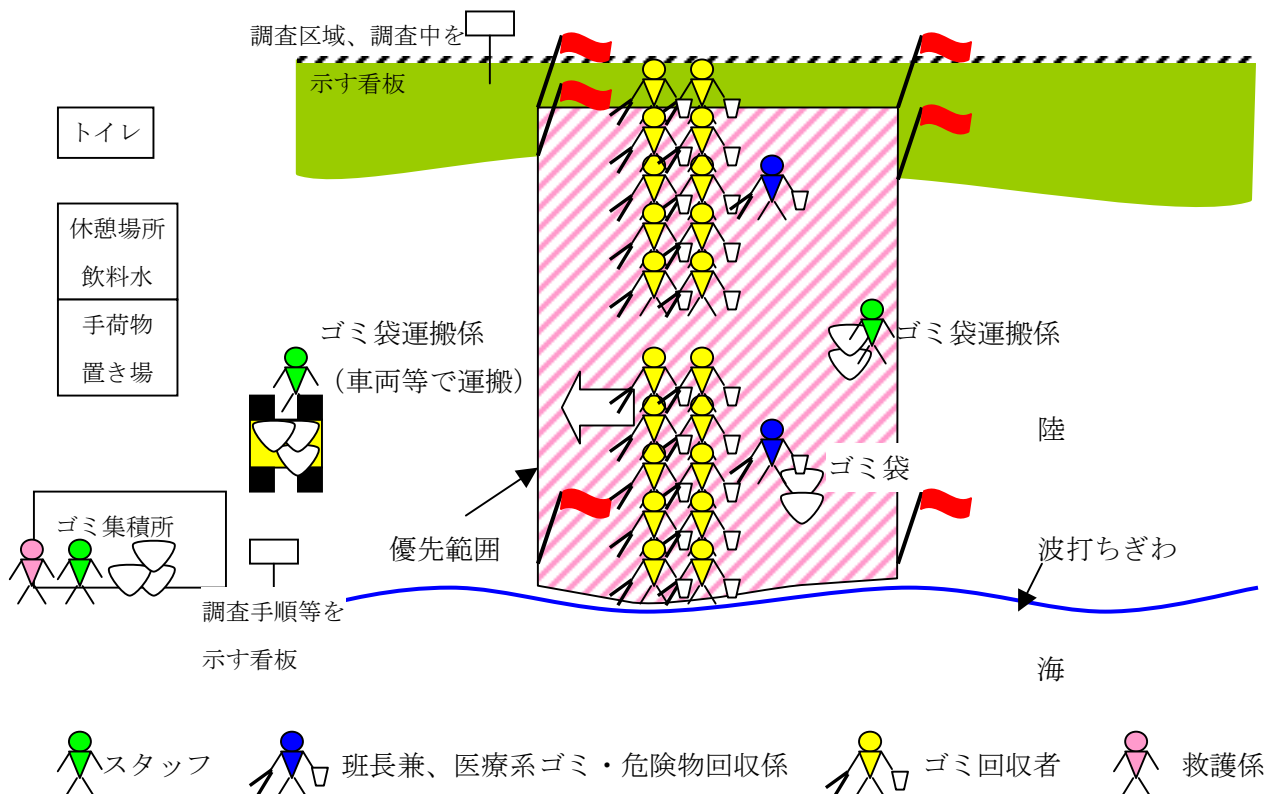
- ・ ゴミ袋、ゴミバサミ、班長用目印等の配布
- ・ 回収するゴミの分類（①可燃物、②不燃物、③空き缶・ビン、④粗大ゴミ、⑤その他地域回収分類、※回収袋に明記する。）の説明および役割分担確認
- ・ 各班は 10 名（各地域で適宜調整）の調査員を 2 名 1 組に分けた 5 組（各地点で適

宜調整) と班長 1 名で構成する。

- ・ 班長は医療系廃棄物および危険物の回収を担当する。また、回収袋の予備、応急処置セット、トランシーバー、緊急時の連絡体制図などを携行する。
- ・ ミーティング終了後、各班の作業場所に移動し作業を開始する。

#### 【募集した調査員による回収作業】

- ・ 漂着ゴミを①可燃物、②不燃物、③空き缶・ビン、④粗大ゴミ、⑤その他、など地域の回収分類に従って回収する。原則 1 組が 1 種類のゴミを回収する。
- ・ 回収作業は海岸の奥行方向に直線に並び、回収箇所には隙間が生じないように間隔を一定に保ち、波打ちぎわ方向に移動しながら回収する。
- ・ 各組は前後に並んで回収作業を行い、拾い残しがないように後ろの調査員が確認しながらゴミを回収する。班長が最後尾について最終確認を行う。
- ・ ゴミ袋の 7 割程度回収したら袋の口を縛り、手近な場所にできるだけまとめて仮置きする。予備の袋は班長が携行する。
- ・ 医療系廃棄物 (と思われるもの含む) または危険物 (と思われるもの含む) を発見した場合は、班長を呼んで処理してもらおう。班長以外は触らないようにする。中身が入っている容器も危険物として扱い、班長に処理してもらおう。
- ・ 作業中に軽微な怪我をした場合は、班長の携行する応急処置セットで処置を行う。重傷者が発生した場合は速やかに救護係またはスタッフに連絡する。



作業員の配置図



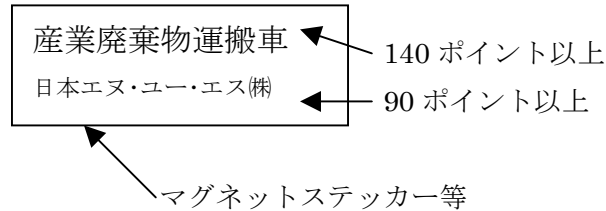
### 【スタッフ作業】

- ・ 仮置きされたゴミ袋は、ゴミ袋運搬係がまとめて回収し、ゴミ集積所に運搬する。
- ・ ゴミ集積所に運んだゴミは、分類毎に袋の数と重量を記録する。ゴミが大量の場合は、一部の袋の重量を測り、その平均値と袋の総数から重量を算出する。
- ・ 写真撮影は、種類毎に集積したゴミ、ゴミの全量、作業風景などについて行う。

### Ⅲ－ ii ゴミの運搬

- ① 測定および撮影が終了したゴミは、一般廃棄物、医療系廃棄物、危険物等、地域の廃棄物分類にしたがって所定の処理場に運ぶ。
- ② クレーン付きのトラックで回収する場合は、回収作業を容易にするため分類別にフレコンバック等に入れておく。
- ③ 収集したゴミを車両で処理場や一時保管場所等に自己運搬する際は、使用する車両に以下の「表示」と「書面の備え付け」をすること。

表示 以下の内容を車体の両側面に見やすいように表示する。



書面 以下の内容について記載した書面

「氏名または名称および住所」

「運搬する産業廃棄物の種類および量」

「産業廃棄物の積載日ならびに積載した事業場の名称、所在地および連絡先」

- ④ 収集したゴミを調査当日または期間中に、処理場へ運搬することができない場合は、自治体等と協議の上、一時保管場所を定め、運搬および保管する。このとき集積したゴミが風等で散乱しない様にする。